

平成30年度の土地改良法の改正により、土地改良区の会計方式が令和4年度から複式簿記が義務化（一部の改良区を除く）されます。そのため、全国で複式簿記導入のための研修会が開催されています。

東京都では令和元年11月29(金)、東京都農業振興事務所(立川市)4階会議室において「複式簿記導入促進特別研修会」(全国土地改良事業団体連合会主催)が、都内土地改良区役職員及び関係の市職員・都職員の参加をもって開催されました。講師の先生方は、税理士、関東農政局職員、全土連職員2名の4名です。

【次第】

- ①複式簿記の基礎知識
- ②土地改良区における基本的な勘定科目及び仕分けについて
- ③新たな土地改良区会計基準について
- ④資産評価マニュアルの紹介と減価償却の実務
- ⑤開始貸借対照表の作成方法について
- ⑥土地改良区会計記帳実務



松井講師(税理士)



飯田講師(農政局)



全土連講師



【研修後記】

東京都は全国最少の5土地改良区しかなく、そのうちの1区が農業振興地域、4区が都市近郊の市街化区域に位置し、東京農業の推進役となって活動しています。

しかし、組合員の高齢化と施設の維持管理が中心となっていることから、土地改良区の事務等は地元市役所のサポートが欠かせず、今回の研修会においても土地改良区よりも市職員の参加が多数でした。

今回の研修会の実現によって、市と土地改良区が連携した複式簿記導入の推進に期待するとともに、令和4年度からの本格実施に向け大きな成果を得たと思います。